

○議長（菊地恵一君）　ただいま議題となっております各号議案についての質疑と日程第十四、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は順序に従い許します。三十五番佐々木賢司君。

〔三十五番　佐々木賢司君登壇〕

○三十五番（佐々木賢司君）　自由民主党・県民会議を代表して県民皆様に申し上げます。

昨日、我が会派の所属議員が逮捕されたことは誠に遺憾であり、心より深くお詫び申し上げます。今後、捜査に全面的に協力していくとともに、改めて信頼していただけるように、我が会派所属議員一人一人が最善を尽くしてまいります。御心配、御迷惑をおかけいたしました、誠に申し訳ございませんでした。

それでは質問に入ります。

令和元年十月六日に南鳥島近海で発生した台風十九号は西に進みながら発達し、七日十八時には猛烈な勢力となり、その勢力を維持したまま十二日には伊豆半島に上陸。東北地方では一日から雨が降り出し、翌十二日には激しい雨に変わり、十二日夕方から十三日明け方にかけて局地的に猛烈な雨となり、阿武隈川水系や鳴瀬川水系の中小河川の氾濫や土砂崩れ等によって、二十名の貴い命が奪われ、住宅等の被害も二万棟近くに上り、被害総額一千五百億円余りと甚大な規模でありました。吉田川が大郷町粕川地内で決壊し、その水が鹿島台志田谷地域に達し、広範囲で浸水被害が発生。二百九世帯が冠水被害に遭い、秋の収穫後と重なり、志田谷地遊水地では稲わらが排水作業を妨げ、志田谷地排水機場や品井沼排水機場の能力をはるかに超える水量に国土交通省のポンプを増設して排水作業を行うも一向に進まず、湖に浮かんでいるかのような家屋を吉田川の堤防から眺め、その時に感じた悔しさを今でも忘れることはありません。十月十八日、県議会議員選挙の告示を迎え、再び県民の負託を受けた議員として、改めて台風十九号からの復旧復興に取り組む決意でスタートした二期目。年が明けて令和二年一月に国内で一例目となる新型コロナウイルス感染症の陽性者が発表され、今日に至るまでの二年八か月、未だ衰退を見せないウイルスとの闘い。そして令和四年七月十五日からの大雨によって宮城県は広範囲で浸水冠水被害。近年の大雨や東日本大震災をはじめとする自然災害と照らし合わせれば、社会の安全・安心を構築するにあたりコンクリート

の貢献度は高かったのではないか。私の政治の師から「目の前の問題・課題を先送りすることはあってはならない。その時代の政治家がその時代の問題課題に正面から向き合い、解決しなければならぬ。」と、御教授いただいた時、二〇〇九年の「コンクリートから人へ」という誤りから「コンクリートは人を創る、人を守る、地域を潤す」へと正しく理解し、県民の安心・安全な生活環境を保ち、高齢化社会を支える県土の強靱化を進めるべきであります。度重なる自然災害と変化を繰り返すウイルスとの闘いの中で、県民の不安は増すばかりであります。今こそ県民生活の安寧と強い県土づくり、誇れる県内産業を世界に発信する宮城県を目指し、自由民主党・県民会議を代表して、これより質問いたします。

大綱一点目、宮城県の諸課題についてのうち、河川と排水施設整備について。

七月十六日午前五時四十分頃、名蓋川左岸側が決壊したのをはじめ、翌日右岸側、翌々日には左岸側が決壊。名蓋川は平成二十七年、令和元年にも決壊し、周辺地域が床上床下浸水を三度経験することになりました。令和元年の東日本台風による災害発生後、堤防補強工事等に関して当時の北部土木事務所の職員は地元説明会を丁寧に行ってきた。令和三年二月に行われた説明会では、河道内調査結果が報告され、多田川合流点から上流の国道三百四十七号までの区間において二〇％程度の阻害率の堆積土砂が確認され、背水区間二・三キロメートルを本年十一月から堤防補強を進める計画であったことから、今回の決壊は無念であると同時に、令和二年四月から五月にかけて行った堤防の緊急点検結果に基づき、名蓋川の対策を早めるべきであったと言わざるを得ず、地元の行政区長さんから人災だと指摘されたゆえんかもしれません。その反省に立って、知事は現地視察で改良復旧工事を集中的に行う旨の発言。その後、国土交通大臣の視察では輪中堤整備の提案がされ、その後大崎市でも協議を行うと新聞等でも報道があり、現在の河川堤防の早期の改良復旧を願っている地域住民にとって、聞き慣れない輪中堤という言葉が一人歩きをして、戸惑いや地域住民の意見も聴かず輪中堤整備を進めるのか、という不信感を持っているのも事実であります。

九月十三日に設置された検討会は、年内に三回程度の開催を目安としているものと認識しておりますが、決壊した大崎市古川矢目地域はもちろんのこと、上流に位置する加美町でも大きな被害が発生していることを鑑み、流域治水整備事業の重点箇所と位置

づけた上での整備着手が求められます。七号補正として河川調査費が計上されますが、七年間で三度決壊した河川の原因、現状について、知事はどのように考え、改めて災害に強い河川整備を目指すのか、御所見を伺います。

名蓋川とその南側を流れる立堀川の下流には多田川につながる長堀川があり、この河川は三本木高柳地区から国道四号までが土地改良区河川、国道四号から県管理河川、その先に国土交通省の排水機場につながります。しかし、県の河川整備計画がありません。高柳地区は、これまでも幾度となく集落を囲むような冠水被害があり、今回も三日程度は集落外に出ることが困難な状況でした。昨年、農政部と地元の土地改良区、大崎市の立会いの下、現地を視察して現状を説明させていただきましたが、所管の異なる一本の川、更には国も関係するとして苦慮しております。流域治水を計画的に推進する中で長堀川のように所管が異なる川について、国や県、市と関係機関、地域が同じテーブルで河川の整備に向けた協議を進めなければならないと考えますが、御所見を伺います。

令和元年の東日本台風で決壊した吉田川は今回決壊を免れました。これは鳴瀬川水系流域治水プロジェクトの推進による効果と考えます。令和元年に決壊した大郷町内の堤防の改良復旧をはじめ、河道掘削や支障木伐採等を進めた結果、吉田川が決壊を免れたことは長年水害に苦しんできた住民の安心につながりました。県として、この鳴瀬川水系流域治水結果をどのように評価しているのか、また、更なる推進に向けての課題、克服すべき問題点について、御所見を伺います。

鹿島台の鶴田川は、吉田川サイフォンで松島町の高城川につながり、明治潜穴を通り過ぎて松島湾へと向かいます。平成三十年二月には、明治潜穴公園改修事業が着手されました。明治百五十周年を記念しての事業であり、観光客の訪問地、子供たちの学習の場、住民の憩いの場所として改修したものでありますが、先人たちが干拓事業を手作業で行っていたことに敬意を表するのであれば、本来は高城川の整備を含めたりノベーション事業として進めるべきであったと考えますが、高城川の整備計画と氾濫対策の状況について伺います。

令和元年の水害で機械や操作盤が浸水し、稼働不全になった排水機場が発生したことを受け、その後の復旧で操作盤を高い位置に移動するなどの対策を実施されたものと考えますが、今回の大雨ではそもそも作動しなかった、または作動するまで時間を要し

たという報告があつたと伺っています。中には、小型消防ポンプ車のポンプをかき集め、その場をしのぎ、床上浸水を免れたという地域もあります。例えば民間会社の工作機械の場合、作業前の日次点検や月次点検、有資格者による年次点検を実施することによって、機械の不具合を早期に発見し、誤作動等による事故や生産工程の停滞を防ぐ仕組みがあります。排水機場や移動ポンプの日常点検を含む点検方法やメンテナンスの時期等はどのような基準で実行され、記録管理はどのようにされているのか、伺います。

次に、浸水時における県道の在り方について。

我が会派所属議員は、それぞれの地域で河川や道路、農地等の現場を深夜から確認。道路の冠水、土砂崩れ等状況を確認。私は、同時に避難所開設状況も確認するも、準備はしているが自主的避難をされる住民に対応するという回答に、いささかの不安を感じながら一旦帰宅。夜が明け、再度状況確認のために車を走らせると、道路冠水箇所は増え、冠水した県道に取り残された車両を数箇所で見え。その数メートル前には立入禁止のバリケードと地元消防団数人。聞けば、自主的に通行規制をして迂回するように誘導していたとのこと。近年の大雨や台風が頻発化する中、消防団は水防団としての役割も担っていますが、今回も被害が広範囲であり、行政側の対応にも限度があつたと思われる中で、通行車両の迂回誘導は消防団の本来の業務であつたのか。また、七月の連休であつたこともあり、通行できる道路を探そうとした他県ナンバーの車両も多く見られ、冠水した県道と知らずに次々に入ってくる車両同士の二次災害を案じて自主的な通行規制をしたものであります。しかし、県管理の道路であり、通行規制の指示も本来は県が行うべき案件だと考えますが、消防団の在り方も含めて御所見を伺います。

今回大郷町内の鶴田川が越水し、その水が県道小牛田松島線を越えて鹿島台上志田地域に流れ込み、床下浸水を被りました。令和元年の東日本台風の時と同様に西側からの浸水でありました。なぜ同じことが繰り返されるのか。お話を伺った住民の不満は当然であると考えます。県道は、災害時の避難道路としても活用されるものであり、頻発化する大雨や台風の際に通行不能になることは避けなければならないという観点から、これまでの浸水被害の結果を照らし合わせて冠水リスクの高い県道のかさ上げを検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

次に、内水対策について。

堤防決壊による被害がクローズアップされる中、内水による家屋等の浸水被害は未解決のままです。特に大崎市鹿島台姥ヶ沢地区では、幾度となく冠水被害に遭い、大崎市では現在の貯水池のほか、新たに増設する計画があるものの、大雨のたびに床上・床下浸水に悩まされております。住み始めて九回も床上浸水した住宅や新築して早々に浸水被害に遭った住宅など、住民の不安と不満は増すばかりです。私は、八月に地元の市議会議員と共に用水路を下流まで歩き、現状を確認。大雨が降った際に、二線堤外側の水が用水路から流れ着く先が姥ヶ沢地区であるということ、また二線堤外側と二線堤内側の水の合流点では外側の水圧が強く、内側、いわゆる姥ヶ沢地区をはじめとする住宅地から流れてくる水の流れが弱く負けてしまうということ、二線堤の整備がまだ完了していないことが影響していると感じます。頻発化する大雨や台風による内水氾濫対策は市町村だけでは解決できない案件であり、現状を把握・共有した上で県もしっかりと関わりを持つことが重要と考えますが、二線堤整備の見込みを含め、御所見を伺います。次に、田んぼダム整備の推進について。

大雨の際、一時的に田んぼに水をためて、ゆっくり排水することで洪水被害を軽減する田んぼダムは、新潟県では平成十四年から取り組んでいると聞いています。平成二十三年の新潟福島豪雨の際、南区の旧白根地区では総降水量三百五十二ミリの大雨を記録しましたが、田んぼダムの取組によって浸水被害を三割程度軽減することができたと聞きます。この田んぼダムは、農地のみならず、市街地や住宅地の浸水被害を少しでも軽減させることから、地域防災という観点からも個々の農家だけではなく、農業農村の多面的機能を活用した取組として地域全体の理解と協力で推進すべきものであります。水は上流から下流に流れるため、下流で被害が発生するものです。田んぼダムの効果も上流での取組が重要であり、効果は下流に現れるものと考えます。県内の田んぼダムの整備状況、特に上流部での取組や更なる推進に向けた諸課題等について御所見を伺います。

次に、産業振興について。

東京商工リサーチによると、二〇二二年に全国で新型コロナウイルスに関連して経営破綻した企業は一千四百件を超えたとされ、倒産集計の対象外である負債一千万円未満を含めた新型コロナウイルス関連破綻は累計で四千二百三十二件に達したと発表され

ました。国内の企業数を基にした比率では一千社に一社が破綻した計算であります。コロナ関連融資の返済開始時期が本格化する時期を迎え、コロナ禍以前の水準までに業績が回復せず、現在の資材高騰、物価高、更には円安の進行も相まった中で事業活動の環境悪化が重なり、返済原資の捻出が困難な企業が今後も増加し、コロナによる経営破綻が増勢する可能性が高まっているとされますが、宮城県内のこれまでの状況と今後の情勢をどのように捉え、中小企業・小規模事業者を支え、業績回復と成長に向けてどのように取り組んでいくとお考えなのか、伺います。

また、今年四月に公開された全国の旅行・観光消費動向調査によると、二〇二一年の日本人の国内消費額は九兆一千八百三十五億円で、二〇二〇年から七・九%の減少、二〇一九年からは五八・一%減少と報じられました。その後、まん延防止等重点措置が解除されたことを受け、地域観光事業支援県民割が拡大され、消費行動喚起につなげようとしたが、実際に恩恵を受けたのは宿泊業者やインターネットで予約販売可能なカバールの細やかな大手旅行会社であって、地元の中小・小規模事業者は設備投資や事業転換に対するコスト捻出が難しく、苦戦を強いられていると認識しています。その県民割も今月三十日宿泊分で終了となりますが、十月からは新たな観光需要喚起策として全国旅行支援が検討され、更には台湾便の再開という明るい兆しを感じさせるニュースもあるものの、インバウンド需要の回復まではもうしばらく時間を要するのではとの懸念もあります。中小・小規模事業者の現状についての認識と県としての観光事業支援策について、御所見を伺います。

次に、再生可能エネルギーの導入推進と環境問題について。

地球温暖化によるものと考えられる異常気象や災害は世界各地で起こっています。毎年、日本のどこかで大雨による災害が発生し、そのたびに、人命も含めて大きな被害が発生しているような状況であります。世界各地でも大雨による災害が多発し、例えばパキスタンでは今年六月から一部の地域で過去三十年の平均の五・五倍を超える降雨量を観測し、国土の三分の一が冠水したと報じられているなど深刻な被害が出ている一方で、中国やヨーロッパ等では大規模な干ばつが起り、穀物の生産に被害が生じたり、重要な水運路である主要な河川の水位が低下し、サプライチェーンにも打撃を与えています。欧州連合欧州委員会は、少なくとも過去五百年で最悪の状況、との懸念を表明し

ました。これ以上の地球温暖化の進行を防ぐため、脱炭素社会の実現を目指さなければなりません。そのための主要な取組の一つが再生可能エネルギーの最大限の導入です。近年の夏の異常な暑さや頻発する大雨被害などを目の当たりにして、再生可能エネルギーの導入促進などを通じて、カーボンニュートラルに取り組むことが、一刻の猶予も許されない喫緊の課題であることを、県民皆様は感覚としても御理解いただいているものと考えます。また、昨今のウクライナ危機や円安により、ガソリンなどのエネルギー価格の高騰、あるいは電力の逼迫による節電要請が行われるなど、エネルギーの安全保障という観点からも、再生可能エネルギーの導入などの重要性がますます高まっています。のと考えられます。その一方で、近年の急速な再生可能エネルギー施設の導入拡大により、景観も含めた自然環境への影響や土砂災害の発生などに対する地域の懸念が高まっております。丸森町の太陽光や風力発電施設、川崎町の関西電力による風力発電施設、そして大崎・栗原両市にまたがる六角牧場風力などをはじめとして、県内各地で住民の方々による反対運動が起こっています。六角牧場風力の計画に対しては「温泉郷の景観に著しい悪影響がある」として今年八月に地元鳴子温泉郷観光協会が反対することを表明しました。このほか、市民団体の鳴子温泉郷のくらしとこれからを考える会、環境保護団体日本雁を保護する会、NPO法人田んぼが反対し、県や大崎市に署名を提出しています。知事も記者会見の際などに、大規模に森林を開発しての再エネ施設の設置には、度々懸念を表明されていますが、再生可能エネルギーを最大限導入しなければいけない一方で反対運動も多く起こっている、この難しい状況に対する知事の基本的な認識について伺います。

県は、これらの問題に対応するため、土砂災害発生の可能性を高めるおそれがある区域を設置規制区域とすること、あるいは事前に地域住民への説明を義務づけることなどを定めた太陽光発電施設の設置等に関する条例を六月議会に上程し、様々な議論を経て可決され、十月一日に施行されることとなりました。私も令和元年十一月の予算特別委員会総括質疑で神戸市の例を挙げ、条例制定を提案させていただきましたが、まずは第一段階をクリアしたかのように思い安堵しております。この条例を適切に運用すれば、太陽光発電施設について地域との共生や土砂災害の発生防止に大きく貢献するもの期待をしているところです。更に、同じく六月議会では、環境コミュニケーション拡充を

図るため、事業者に対し初期段階における住民説明を義務づけるなど、環境影響評価条例の改正も可決されました。このような制度の新設・改正などの対策を通じて、再生可能エネルギーに係る県民の皆様の不安に応えようとする県の努力は評価しておりますが、これらの対策により、「県民の皆様のお心配が十分解消できるのか」と、不安な面もあります。太陽光の条例については、環境福祉委員会などにおける執行部の説明では、「たとえ設置規制区域であっても、擁壁の設置などの必要な対策が取られれば許可せざるを得ない、また、住民の方々の合意を条件とすることは財産権の問題から困難である。」とのことであります。また、風力発電施設については現在反対運動が起こっているような大規模なものは環境アセスメントの対象となるといっても、環境影響評価は事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うためのものであつて、事業そのものをストップさせることはできない制度です。県民の共通の財産である山林などの豊かな自然がいかに財産権があるからといって、いかに再生可能エネルギーを最大限導入しなければならぬからといって、無造作に開発される状況は県民の皆様も納得できないものがあり、その思いが各地の反対運動につながっているのではないのでしょうか。先ほど述べたように、県としてはこの問題の解決に向けて、条例の制定などに積極的に取り組んできたと考えていますが、反対運動が多く起こっている状況などを踏まえて、現在の対策で十分だと考えているのか、この問題に県がこれまで取り組んできた経緯なども含めてお答えください。

また、十月に施行される太陽光発電施設の設置等に関する条例の効果を最大限に発揮させるには、この条例に基づき具体的にどのようなことに取り組むのが県民の皆様のお不安を払拭する上で非常に重要と考えます。既に設置されている太陽光発電施設については、大雨の際に土砂災害を誘発するおそれがないか、暴風でパネルが吹き飛ばされ、周辺の家屋などに被害を生じさせるおそれはないか、草刈りなどの管理が行き届かず感電事故などが発生するおそれがないか、森林を開発して設置された施設からの水が家屋や農地に流入しないかなど、住民の方々から不安の声が多く寄せられています。そこで、我が会派の環境・エネルギー議員連盟では、本年七月に兵庫県と広島県を訪問し、条例制定後の取組について調査を行なつてまいりました。平成二十九年七月に条例施行された兵庫県では、令和三年に発生した熱海市の大規模土石流災害を受け、市町と連携



し、県独自で施設の点検を実施し、結果として対象一千百五十四件のうち一千百三十九件から自己点検報告を受け、一千百三十六件について安全性を確認。未確認の三件については指導を継続。事業者不明等の理由から報告の無かった十五件についてパトロールによる点検、督促、事業者把握を行い、県民の安全確保に努めているということでありますが、事業者不明によって施設管理が放置されるなど、トラブルが多いとも聞いております。他県の実例も踏まえ、県も設置済みの施設について、一斉点検を行い、不適切な事例については指導を行うなどの徹底した対策が必要と考えますが、御所見を伺います。

先日、環境福祉委員会で集中審議を行った、新たな地球温暖化対策・再生可能エネルギー関連計画、仮称みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の中間案では、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進する新たな取組の検討を重点対策としていきます。再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、自然環境や地域との共生を図るというこの困難な課題を解決するため、この中間案に示されているとおり新たな取組が必要と考えます。私は、令和元年十一月の予算特別委員会総括質疑において、岡山県美作市の事業用太陽光発電パネル税の導入などを例に挙げ、知事に検討を求める質疑をしております。この税は、美作市内の事業用の太陽光発電設備のパネルの総面積一平方メートルにつき五十円を課税し、防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用に充てるというものです。私が質疑を行った際の知事の答弁は「御紹介のあった事例をよく勉強したい。」というものでした。その答弁を聞いたときは、「勉強しますか」。検討しますよりも下だな。一番消極的で全く考えていませんって意味なんだな。」とガツカリしたことを今でも覚えております。勉強したいと答弁されてから三年が経過しようとしています。この間、県内の太陽光発電設備施設は増加の一途をたどり、風力やバイオマスなど様々な発電設備施設が物議を醸しています。勉強していただいた成果も踏まえて、再生可能エネルギーに係る県民の皆様の不安を払拭するため、岡山県美作市のような税の導入も含めた新たな取組の検討が必要と考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、公共事業に対する影響について。

9 ロシアによるウクライナ侵攻やコロナ禍における原油価格や物価高騰に伴い、九月

議会において農業者等に対する物価高騰対策費を今回の補正で計上されております。資源エネルギー庁エネルギー白書二〇二二によれば、二〇二一年以降エネルギー価格が世界的に高騰している中、二〇一五年比で六割上昇した木材・木製品は、エネルギー価格の上昇に加え、アメリカの住宅着工戸数の増加や中国の木材需要が増えたことによる価格高騰、いわゆるウッドショックの影響が大きいとされ、鉄鋼や非鉄金属等もエネルギーが主な要因として四割上昇し、大量の電力と熱を使用するものはエネルギーコストの割合が高い産業ほど、価格変動の影響を大きく受けるとされ、世界各国に様々な影響を及ぼしています。県民の暮らしや経済活動に影響を与えている現状ではありますが、原油や物価、価格の高騰は公共事業にも影響が出ていると聞いていますが、県としてどのように対応しているのか、伺います。

また、物価高騰と合わせて資材の納期遅延等も発生していると聞いており、公共事業の工程にも影響が出ているのではないかと考えますが、対応状況について、併せて伺います。

原油価格や物価の高騰の状況にあっても、県民の安心・安全・利便性向上のために必要とされる公共事業はしつかり進めなければなりません。中でも現在進行中の公共事業として最大のプロジェクトは、宮城県広域防災拠点整備事業と認識しております。東日本大震災時の医療活動や救助・救急・消火活動、救援物資等の集配などで問題が明らかになり、その問題に対応するために整備する中核的機能を担う広域防災拠点でありますが、ここにも原油や物価高騰の影響が懸念されるところです。現在の進捗状況や今後の整備の見通しについて伺います。

次に、暴力団排除条例の改正について。

我が会派の会長である佐々木幸士議員が本年二月議会の代表質問で取り上げましたが、改めて改正への進捗状況を伺いたいと思います。本条例は平成二十三年四月一日に施行されたことにより、当時一千六百人ほどであった勢力は令和二年時点で六百人と大幅な減少につながっているものと考えます。しかし、本県以外の全ての都道府県の条例に規定されている暴力団事務所の開設や運営の禁止とともに、罰則規定が設けられていること、また複数の府県で、事務所開設と運営の禁止の範囲を拡大するための条例改正を行っていること、更には特殊詐欺事件に暴力団が関与し、青少年を特殊詐欺に加担さ

せる事実が全国的に確認されていることから、宮城県の暴力団排除条例の改正が必要であると、当時の猪原本部長に御所見を求め、本部長からは条例改正に前向きに検討する旨の答弁がありました。その答弁から半年以上経過いたしました。暴力団排除条例改正に向け、現在の進捗状況について、県警本部長の御所見を伺います。

大綱二点目宮城県の子どもサポートについて。

何らかの理由や事情によって学校に登校できない子供達への支援については、いわゆる教育機会確保法によって学びの確保や居場所づくり、フリースクール等民間事業者との連携によって取り組んでいるものと理解しています。また、県は心理・教育・福祉の専門家によって構成された、心のケア・いじめ・不登校児童生徒等対策支援チームを結成し、子供や保護者のみならず、学校や関係機関の悩み解決に向けて取り組んでいるものと理解しますが、心のケアといじめ、不登校という、似て非なる課題を一つのチームにまとめた理由について伺います。

また、対策支援チームのこれまでの相談件数と解決に向けた活動実績について、伺います。

生まれつき並外れた能力や特別な才能を持つ子供をギフテッド・チャイルドと呼び、アメリカではギフテッド教育は障害児教育と並ぶ特別支援の教育施策であるとも聞きます。ギフテッド・チャイルドは、通常の学校教育に物足りなさを感じ、学習意欲を失ったり、違和感を抱える場合があります。才能を発揮する機会を失ってしまうこともあるそうです。日本では、こういった子供がギフテッドなのか明確な定義はないともされますが、ギフテッド・チャイルドは高い能力や特別な才能を持っているがゆえに、一般的に生きづらさを抱える場合が多いともされ、同じスピードで学ぶ傾向にある現在の学校現場では、優秀すぎる結果浮きこぼれになり、周りの子ども達となじめず、疎外感を感じてしまう場合もあると聞いていますが、こういった特別な才能・能力に合わせたカリキュラムを進めることでギフテッド・チャイルドのサポートにつながるのではないのでしょうか。アメリカではギフテッド教育が盛んであるとされますが、残念ながら日本ではその議論や導入がまだまだ十分ではないとされます。そのような中、東京都渋谷区では二〇一七年からギフテッド教育を小学三年生から中学三年生までの長期欠席の児童生徒や情緒障害等の通級指導学級に在籍する生徒等を対象として取り組んでおり、また、東京都中野

区の翔和学園では、才能児であると同時に発達障害等の障害がある、二重に特殊な子供達を対象としたクラスを設置しているとのことであります。ギフテッド教育は個人の才能を更に伸ばすことができるメリットがある反面、特定のことに夢中になりすぎて問題になる場合も多く、専門的支援が必要であることも事実ですが、何らかの理由によって学校に行けない子供たちの中にはギフテッド・チャイルドが存在し、私たちはその存在を見過ごしているのではないか、その子の才能の芽を摘み取っていないか、と強く感じています。県教育委員会として、ギフテッド・チャイルドの存在をどのように認識し、日本での議論や導入は不十分と言われているギフテッド教育について、教育長はどのように認識しているのか、御所見を伺います。

大綱三点目、新しい宮城県民歌について。

今から八十四年前の昭和十三年、初代の宮城県民歌が誕生し、その八年後の昭和二十一年、戦後の荒廃した宮城県の復興を願い、新たな希望と情熱を持って理想のふるさとを築くための士気高揚を図ることを目的として、公募により選定された二代目宮城県民歌「輝く郷土」ができました。それぞれが東北人の粘り強さ、宮城県人の高い志が歌詞となって表現されており、また、白銀の蔵王や松島の朝日、青葉城など、風景や歴史、文化など郷土愛を歌詞に乗せ、当時の県民の愛着につながっていたのではと思いをはせるところです。ササニシキやひとめぼれといったお米のふるさと宮城県。昭和五十三年の宮城県沖地震、昭和六十一年の八・五豪雨災害、平成二十三年東日本大震災をはじめとする多くの自然災害に見舞われながらも不屈の精神ではい上がってきた宮城県。昭和三十二年に仙台空港、昭和四十六年には仙台港が開港、昭和五十三年には東北自動車道が県内を貫通し、北は一関まで延伸。昭和五十七年には東北新幹線が大宮―盛岡間を開業するなど、人や物の往来によって地域の繁栄をもたらし発展してきた宮城県。時代が変わっても、変わらぬふるさとを思う心。県制百五十周年を迎えた宮城県が次の百年に歩み出していく今、地元で頑張る人たち、地元を離れ、遠方からふるさとに思いをはせる人たち、これから宮城県を創造していく子供たちのため、宮城県民として胸を張って生きていく、新しい宮城県民歌を制定する、まさにその時であると考えますが、知事の御所見をお伺いして、代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 佐々木賢司議員の代表質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、宮城県の前課題についての御質問にお答えいたします。

初めに、名蓋川の決壊の原因や現状に対する認識と災害に強い河川整備についてのお尋ねにお答えいたします。

名蓋川については、これまでの被害を踏まえ、堤体盛土の改良や天端舗装などの堤防強化を進めていたところですが、七月の大雨により再度被害を受けたことから、県といたしましても重く受け止めており、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。決壊の原因については、観測史上最大の降雨により、河川の流下能力を大きく超える洪水が発生し、堤防からの越水による浸食や堤体への浸透により、決壊に至ったものと推定しており、先日の学識者による検討会においても確認をいただいたところであります。復旧に当たっては、被害の原因を踏まえた堤防の機能強化や河道改良に加え、遊水地や輪中堤などの流域治水の考え方を取り入れながら、災害に強い河川整備を行う必要があると考えております。県といたしましては引き続き、地元の皆様や関係自治体に御理解いただけるよう、丁寧に説明を行いながら、早期の整備に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、異なる管理主体が存在する河川における協議の在り方についての御質問にお答えいたします。

農業用排水路が接続するなど、異なる管理主体が存在する河川については、これまで、各管理者が個別に協議・調整を行い、整備を進めてきたところですが、流域全体で治水対策を効果的に進めていくためには、地域住民や関係者が緊密に連携して取り組んでいくことが大変重要であると認識しております。現在県では、国と連携し、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に対応するため、市町村や河川管理者、農業関係者などで構成される流域治水協議会を設置し、ハード・ソフト一体となった対策を進めているところであります。県としては、この協議会などの枠組みを活用し、地域住民の参画を得ながら、個別河川ごとの整備の在り方について協議するなど、各管理者間

で連携した取組を進めてまいります。

次に、吉田川における鳴瀬川水系流域治水プロジェクトの効果に対する認識と更なる推進に向けた御質問にお答えいたします。

吉田川においては、令和三年三月に鳴瀬川水系流域治水プロジェクトを策定し、国と県が連携して、河道掘削や堤防整備などを進めたことにより、河川の流下能力が大幅に向上したことから、七月の大雨においてもその効果が発揮されたものと認識しております。更なるプロジェクトの推進に当たっては、ハード対策に加え、避難体制の充実・強化などのソフト対策にも流域全体で取り組むとともに、河川の被害状況や地域の特徴などを踏まえ、それぞれの支川ごとの対策にも重点的に取り組む必要があります。県といたしましては、近年、水災害が激甚化・頻発化していることから、県民の方々が安全に安心して暮らせるよう、あらゆる関係者の連携の下、流域治水プロジェクトの推進に取り組んでまいります。

次に、高城川の整備計画と氾濫時の対策についての御質問にお答えいたします。

高城川については、平成三十年に河川整備計画を策定し、令和二年度までに河口から高城大橋までの区間で、高潮や津波に対応した整備が完成しております。一方、高城大橋の上流においては、明治潜穴や掘込みとなっている河道の断面確保が、吉田川サイフォン上流の鶴田川の氾濫対策に直結することから、定期的な河川の巡視のほか、土砂撤去や支障木伐採を進めてきたところでもあります。七月の大雨では、これまでの観測記録を上回る降雨となり、上流の鶴田川では、品井沼遊水地が効果を発揮したことにより、流域の浸水被害の軽減が図られましたが、一部支川においては、溢水や越水による被害が発生しております。県といたしましては、堤防や河川施設の被災状況などを調査し、その結果を踏まえ、堤防強化や流下能力の向上を図るための河道掘削等を進めるなど、引き続き適切な河川の維持管理に努めてまいります。

次に、排水機場の点検やメンテナンスの現状についての御質問にお答えいたします。県内の農業用排水機場は、農地のみならず地域の排水も担っており、平時及び出水時の適正な機能発揮が求められるため、施設の点検やメンテナンスが重要であると認識しております。点検やメンテナンスについては、土地改良区などの施設管理者が行う巡回点検による異常等の把握及び軽微な補修などの日常管理に加え、ポンプメーカー等の

専門技術者による、年一回程度の定期点検も実施されており、点検報告書等のデータについては管理記録として蓄積し、施設機能の維持や施設が突発的に故障し補助事業により復旧する場合の保全管理資料として活用されております。県としては、農業用排水機場の多くが、造成から相当の年数を経過し老朽化が進行していることから、施設の機能が適正に発揮されるよう、引き続き長寿命化対策等を推進するほか、施設管理者の取組を支援してまいります。

次に、冠水した県管理道路の通行規制の対応及び消防団の活動の在り方についての御質問にお答えいたします。

七月十五日からの記録的な大雨に伴い、県管理道路では道路冠水やのり面崩壊などにより、全面通行止め五十六か所を含む六十五か所で通行規制を実施したところであります。通行規制に当たっては、地元市町村や交通管理者である警察等と連絡調整を行い、道路管理者がバリケードの設置及び誘導などを行うこととしておりますが、今回は広範囲でかつ短時間での豪雨であったことから対応に時間を要し、一部箇所においては消防団や地域の方々に迂回誘導に当たっていただいたところでもあります。消防団につきましては、市町村の消防機関として、消火、救助をはじめ、避難誘導や予防啓発など多様な役割を果たしており、近年の自然災害が頻発化している中で、今後も地域防災力の維持・向上に向けて重要な存在であると認識しております。県といたしましては、消防団の活動を含め、今回の通行規制の実施状況を検証し、今後の通行規制の在り方について検討するとともに、引き続き道路利用者や地域の方々への安全確保に向け、市町村や警察等との連絡体制の強化を図りながら、適切な通行規制の実施に取り組んでまいります。

次に、冠水リスクの高い県道のかさ上げについての御質問にお答えいたします。

今回の大雨では、大郷町や松島町などにおいて一時間に約百ミリの猛烈な雨を観測するなど、県の北部を中心に記録的な大雨となったことから、河川の越水や内水氾濫に伴う冠水により、県道小牛田松島線など複数箇所で行き止めとなりました。これまで県では、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、冠水原因の調査・分析を行い、沈下した道路の一部かさ上げやアンダーパス部におけるポンプの更新など、順次、道路施設の改善を図ってきたほか、対策に時間を要する箇所については、注意喚起の看板を設置するなど、冠水発生時の安全確保に努めてきたところであります。県としては、大規模災害時

において、住民の方々が安全かつ円滑に避難できる道路の確保は極めて重要であると認識していることから、関係市町村と連携を図り、緊急輸送道路や避難路など優先すべきルートを整理した上で、周辺地域や沿道の土地利用への影響などを総合的に勘案し、具体的な道路のかさ上げ計画について検討してまいります。

次に、内水氾濫対策への県の関与と二線堤整備の見込みについての御質問にお答えいたします。

大崎市鹿島台においては、市街地を囲む形で二線堤が整備され、吉田川や鳴瀬川の氾濫に対する治水機能が確保されている一方で、二線堤に囲まれた姥ヶ沢地区などでは大規模な内水氾濫による被害に度々見舞われていることから、早期に内水対策を図っていくことが必要であると認識しております。公共下水道の設置等による内水対策は下水道法により、原則市町村が行うとされていますが、事業費の確保や財政負担が大きな課題となっていることから、県では七月の大雨被害を踏まえ、補助率のかさ上げをはじめとする財政措置等について、今年八月に国に対し要望しております。また、鹿島台においては、令和元年東日本台風を契機に策定した吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクトにおいて、二線堤事業のうち吉田川の河川管理用通路の兼用区間となる国道三百四十六号の整備が位置づけられております。県といたしましては、地域住民の安全・安心を確保できるよう、引き続き大崎市への技術的な支援を積極的に行うとともに、残る二線堤の整備についても、国や関係市町等と調整しながら取り組んでまいります。

次に、田んぼダムの整備と更なる推進についての御質問にお答えいたします。

田んぼダムは近年頻発化・激甚化する水災害に備えるため、水田の持つ雨水貯留機能を強化する取組であり、流域面積に占める水田面積割合が大きい流域や集落等の上流部に広範囲に設置することで、下流部の浸水被害リスクを軽減できる効果が期待できると認識しております。田んぼダムの普及拡大に当たっては、流域全体の関係機関や農家等の御理解を得ながら推進していくこととしておりますが、特に上流部の浸水被害が少ない地域の理解が進まないことが課題であると考えております。そのため、県では、昨年六月に宮城県田んぼダム実証コンソーシアムを設立し、田んぼダムの効果を検証するための実証事業を進めており、そこで得られた知見を基に、流域の上流部から下流部までの関係機関や農家等の合意形成が図られるよう取り組んでおります。県といたしまし



ては、流域関係者の理解の下で、持続的な田んぼダムの整備が進むよう取組を支援してまいります。

次に、県内中小企業や小規模事業者の状況と今後の取組についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営破綻した県内事業者数は、民間調査会社によると、令和二年三月から先月末までの累計で八十八件となっております。全国と同様、厳しい経営環境にあると認識しております。更に、実質無利子・無担保の新型コロナウイルス感染症対応資金による約一万八千件の融資等を通じ、県内事業者の事業継続を支援してまいりましたが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰や円安等により、返済が困難になる事業者の増加も懸念されております。このため、県では、金融機関に対し、据置期間や返済期間の延長など、事業者の経営状況に配慮した柔軟な対応を要請するとともに、新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金等、県制度融資の活用を呼びかけているところであります。また、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応し、今後の業績回復と成長につながるよう、中小企業等に対して、新分野展開などの事業再構築や生産性向上・販路拡大の取組を支援しております。県としては、引き続き国や市町村、商工会・商工会議所等、関係機関と連携し、地域経済を支える県内中小企業・小規模事業者を積極的に支援してまいります。

次に、中小・小規模旅行会社の現状認識と支援策についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な状況にある観光産業を支援するため、昨年十月から実施している県民宿泊割については、八月末現在で延べ約八十四万人泊の実績となっており、一定の需要拡大につながっているものと考えております。一方、中小、小規模旅行会社からは、北海道・東北六県の中でも、県民宿泊割を活用して送客できる県が限定されていることなどが影響し、旅行取扱量が伸び悩んでいるとも伺っており、事業者間での回復速度の違いにもつながっているものと認識しております。県では、北海道・東北ブロック内の旅行会社が、各道県の県民宿泊割の対象事業者となるように県内事業者限定要件の撤廃について、他道県に働きかけ、制限緩和を実現したほか、県内外での広報活動など需要喚起に取り組んでまいりました。今後実施予定の全国旅行

支援については、送客対象地域の全国拡大に加えて、交通つき旅行や日帰り旅行商品も割引対象となることから、中小を含めた旅行会社に対する需要が一層高まるものと期待しております。県といたしましては、交通事業者と連携した旅行商品造成への支援策や地域の観光資源を旅行会社に紹介する商談会の開催を通じ、引き続き、中小・小規模旅行会社をしっかりと支援してまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入と地域での反対運動をめぐる状況への認識はどうかとの御質問にお答えいたします。

地球規模で進行する大規模な気候変動を最小限に抑え持続可能な社会を実現するためには、できるだけ早期にカーボンニュートラルを実現する必要があると考えております。そのための主要な取組の一つが再生可能エネルギーの普及拡大であり、県としても最大限導入を図ることとし、現在策定中の仮称みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の目標や施策にも反映しているところです。一方で、再エネ施設の事業計画をめぐっては、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への悪影響等について、多くの県民の皆様が懸念を抱いているのも事実だと認識しております。県といたしましては、先人たちが大切に守ってきた県民共有の財産である森林や景観の保全などに最大限配慮しながら、地域と共生した再生可能エネルギーの普及拡大を図ることが非常に重要であると考えております。

次に、再エネ施設の設定等に関する対策への認識について、経過も含めてどうかとの御質問にお答えいたします。

県では、地域と共生した再エネ施設の導入促進を目指し、令和元年度から、再エネ施設の望ましい設置の在り方について検討してまいりました。太陽光発電施設に関しましては、設置場所の制約が少なく、短期間で設置できるなどの特性があり、地域住民とのトラブルも発生していることから、令和二年度にガイドラインを策定し、適正な設置や管理を促してまいりました。しかし、ガイドラインに基づく届出は約六割にとどまるなど、実効性に課題があったことから、今年度、太陽光発電施設の設置等に関する条例を制定し、土砂災害のおそれがある区域への設置規制や、住民への事前説明の義務化などを行いました。あわせて、環境影響評価につきましても、条例の一部改正を行い、環境コミュニケーションの強化などを図ったところであります。一方、地域住民の同意の

義務化などの規制を行うことは、財産権等の関係で難しく、許可基準を満たせば結果的には事業の実施が可能であるなど、地方自治体による規制強化には限界があるものと認識しております。県といたしましては、再エネの最大限の導入と環境保全の両立を図るため、規制に代わる新たな対策が必要であると考えております。

次に、太陽光発電施設の一斉点検などの対策についての御質問にお答えいたします。太陽光発電施設は設置場所の制約が少なく短期間で設置できることから、様々な事業者が参入しており、地域の皆様からは土砂災害の発生をはじめ、不適切な管理による事故や生活環境への影響などを懸念する声が寄せられております。来月から施行となる太陽光発電施設の設置等に関する条例では、新たな施設だけでなく、既存の施設も対象とし、事業者には維持管理計画の策定や公表を義務づけるなど、施設の稼働後も適正に事業を行うことを求めています。県としては、今後、現時点で届出のない事業者に届出を求め、全事業者の維持管理状況の把握を行うとともに、土砂災害の危険性が高い地域などを優先して、計画的に現地調査を実施することとしており、その結果、不適切な状況を確認した際には、関係機関と連携し、指導を行ってまいります。

次に、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進のための新たな取組についての御質問にお答えいたします。

県では、再エネ施設の望ましい設置の在り方検討を進める中で、全国の太陽光発電の条例やガイドラインの導入状況等の調査を行ったほか、美作市の事業用発電パネル税も含めて、幅広く他都道府県等における事例を分析するなどし、より効果的な手法がなかいか検討を重ねてまいりました。その結果、地方自治体による規制強化には限界があることを踏まえ、再エネ施設を森林以外の適地に誘導するため、何らかの対策を講じるこゝとが適当であるとの結論に至りました。具体的には、新たな森林を開発して再エネ施設を設置する事業者に課税することにより、経済的な負担が重くなる状況をつくり出すこととで、森林以外の適地に誘導する方法を検討しております。今後、このような新しい税について、有識者の意見を伺うなどしながら、具体的な内容の検討を進め、令和六年四月の導入を目指してまいりたいと考えております。ちゃんと勉強してまいりました。

次に、物価高騰の公共事業への影響及び資材の納期遅延などによる事業工程への影響に対する対応についての御質問にお答えいたします。

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大や原油価格の高騰等の影響に伴い、鋼材やアスファルト合材などの建設資材価格が上昇していることに加え、半導体や電子機器類の不足による資機材の納期の遅れにより、一部工事の進捗に影響が出ていると認識しております。公共事業の執行に当たっては、適正な予定価格の算出が重要であることから、毎月市場調査を行うなど適切に単価を設定した上で設計価格を算出し、工事発注を行っているところであります。また、工事契約後の著しい単価の変動につきましては、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更、いわゆるスライド条項を運用することにより、請負額に適切に反映できるように対応しております。更に、納期の遅れに対しては受注者の協議に応じて繰越制度を活用するなど、工期の延長に柔軟かつ的確に対応しております。県といたしましては、今後も国際情勢の影響の長期化が想定されることから、引き続き建設資材価格や市場の状況も注視し、円滑かつ適正な公共事業の執行が図られるよう取り組んでまいります。

次に、広域防災拠点整備事業の進捗状況と物価高騰などの影響を踏まえた今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

仙台市宮城野原地区で整備を進めている広域防災拠点につきましては、これまで整備の前提となる仙台貨物ターミナル駅の岩切地区への円滑な移転に向け、関係機関との協議調整を行うなど、事業者であるJR貨物に対し積極的な支援を行ってきたところがあります。岩切地区では、JR貨物が行う水路の移設や新駅構内の盛土、国道四号函渠工事などが本格化しているほか、県においても宮城野原地区の防災機能の早期発現を図るため、広域支援部隊の一時集結場所等として約二ヘクタールの広場を暫定的に整備し、既に今年四月から運用を開始しております。現在、県では鉄道事業者から提出された仙台貨物ターミナル駅移転に伴う詳細設計を踏まえ、公共補償基準に基づきその内容を確認しており、あわせて近年の急激な物価高騰に対する事業費への影響や具体的な工程について精査しているところであります。広域防災拠点につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時に中核的機能を担う大変重要な施設であると認識していることから、一日も早い供用に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、新しい宮城県民歌についての御質問にお答えいたします。

我が県には二つの県民歌がありますが、このうち昭和二十一年に戦後の荒廃した宮

城県の復興を願い、理想のふるさとを築くための士気高揚を図ることを目的につくられた「輝く郷土」はこれまで我が県で開催された平成六年及び平成十三年の国民体育大会で演奏されたほか、今年十一月一日に開催される宮城県制百五十周年記念式典では中学生による合唱が予定されております。今年の十一月一日でございます。県といたしましては、これら二つの県民歌は、当時の人々の郷土を大切に思う気持ちや今後の発展に対する強い願いを知ることができる貴重な財産でもあり、大切に次代に引き継いでまいりたいと考えております。新しい県民歌の制定につきましては、今後の機運の高まりなどを踏まえ、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱二点目、宮城県の子どもサポートについての御質問のうち、心のケア・いじめ対策、不登校児童生徒等支援チームについてのお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災後、児童生徒を取り巻く課題は震災の影響を大きく受け、多様化・複雑化したことから、学校を外から支える仕組みとして全庁横断的なチームを立ち上げるとともに、心理・教育・福祉の専門家によるワンストップ的な支援を行う児童生徒の心のサポート班を設置し、児童生徒や保護者、学校関係者等の抱える悩みや問題に幅広く対応してきたところです。昨年度の相談件数は三千六百五十件あり、相談内容に応じて様々な悩み等の解決に向けた支援を行ってまいりました。また、みやぎ子どもの心のケアハウスや学校への巡回訪問を通して、それぞれの活動状況を把握するとともに、指導助言を行ったり好事例を紹介したりしながら、学校や関係機関の課題解決に向けた支援も行っております。県教育委員会といたしましては、今後更に児童生徒や保護者、学校関係者等の様々な悩みや課題に応じた適切な対応ができるよう、市町村教育委員会をはじめ関係機関と連携した教育相談体制づくりに努めてまいります。

次に、ギフト教育に対する認識についての御質問にお答えいたします。

ギフト・チャイルドについては、特定分野に特異な才能のある子供であり、その才能や認知の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがありと指摘

されております。このような子供たちへの支援については、国において子供の能力・関心に合った柔軟な授業の提供や支援に取り組むNPO等との連携、そして才能と障害を併せ持つ子供への対応など、有識者による議論がなされているところです。こうした国の動きや他の自治体の先行事例等も参考にしながら、児童生徒一人一人の持つ力や個性をしっかりと把握し、尊重し伸ばしていけるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱一点目、宮城県の諸課題についての御質問のうち、暴力団排除条例改正に向け、現在の進捗状況についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県における暴力団排除条例の改正については、既に改正に向けた取組を進めております。主な改正点といたしましては、他の都道府県の条例で禁止され、罰則規定が設けられている暴力団事務所の開設及び運営禁止規定などを盛り込む予定としております。今後、早期に条例案を提出できるように進めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 三十五番佐々木賢司君。

○三十五番（佐々木賢司君） 私は音楽の力を信じている人間の一人なのですが、やはり宮城県も芸術・文化にもっと深く関わるべきだと思っておりますが、今の知事の答弁が非常に軽いなという感じがしました。やはり、郷土を思う気持ちは非常に大事です。それに、何というんでしょうか、音楽は心に染み込むものというんでしょうか。特に長野県や、それから秋田県もだったかと思いますが、みんなが常に合唱できるようになっています。十一月の一日だけ合唱しても駄目なんです。中学生だけでも駄目で全体が歌えるような、そういった中で、知事もおそらく御覧になっていただいているかと思うんですが、歌詞が今の時代にちよっと合わないというんでしょうか……。その辺は十一月議会でしたり、二月議会の一般質問でもう一回やりますので、それまで勉強していただければと思っております。今回、知事には大変勉強していただいたということで、令和元年に提案させていただいた太陽光パネルの現状について、私は規制だと思っていたん

ですが、知事からは誘導だということ、適地といえますかそういったところにしっかりと誘導するような策を考えていただいたなと思っっているんですけども、その中で今回答弁していただいたこの条例と同様の趣旨の条例というのは他県にもあるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 実は参考にさせていただいたものがございます。東京都豊島区でワンルームマンションに課税をするという仕組みがあります。この税の趣旨は、東京都豊島区に単身者が非常に多いということでワンルームマンションをどんどんつくると、ワンルームマンションばかりになってしまい、家族が住みづらくなってしまおうということ、ワンルームマンションには税を課すと。ワンルームマンションをつくってはならないではなく、つくったら課税される。そして豊島区においては、ワンルームマンションをできるだけつくらないでもらいたいという、そういう意思表示と併せて、建ててしまった場合は税を課するというものであります。先ほどから言っているようにいろいろな問題があつて、つくってはならない、建ててはならないということはできません。つくすることはできます、ただし、つくったならば税が課されますよ。利益が減ってしまいます、もしかしたらなくなるかもしれないと、そういうリスクがありますよというようなことで、この税を課せないような場所にできれば建てていただく、つくってくださいと、そういう誘導をするということです。したがって、通常の税と違って、この税は極端な話、税収がなかったということになればうまくいったことになる、そういう税だということになります。

○議長（菊地恵一君） 三十五番佐々木賢司君。

○三十五番（佐々木賢司君） 先ほどの知事の答弁の中で、森林からの誘導ということで、宮城県の約六割が森林・山林と言われておりますけれども、全てが対象区域と認識してよろしいんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） これから有識者の方に御意見を伺つてということになりますので、審議会のようなものを立ち上げたいと思っております。私の考え方が全てそのとおりになるかどうか分からないのですけれども、今、私の中でイメージしておりますのは、

地球温暖化対策推進法という法律で、今回新たに市町村が促進区域を求められるということになりました。これは、市町村長が決められるんですが、市町村長が住民の皆さんの意見を聴いて、山林であっても、ここは再生可能エネルギーの風力発電であったり、太陽光発電であったり、バイオマスであったり、こういったものをぜひつくってもらいたい、つくるべきだと考えるところを市町村長が促進区域として指定したならば、そこは課税の対象から外して、逆につくってもらいたい場所だということで、そこに誘導するようにしてはどうかなど、今の段階では思っております。この法律は施行されたばかりなんですけれども、今の段階では市町村の中で促進区域を指定したところはまだないということです。したがって、今は促進区域を指定してもしなくてもあまり変わらないんですけれども、この税を入れることによって、市町村長の考え方によって、住民の皆さんの意見によって、つくりづらい場所、つくりやすい場所というのが色分けされてくるのではないかなと考えているということです。

○議長（菊地恵一君） 三十五番佐々木賢司君。

○三十五番（佐々木賢司君） そういった中で、今現在もう設置されている施設等々たくさんあって、それぞれ問題・課題を抱えているわけなんですけど、現在設置されている施設に関しては、中身はどうあれ、課税対象にするのかどうかという、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） これも有識者の皆さんの御意見も聴かなければいけないのですが、実は先ほどの質問の中でありました美作市ですけども、現在の条例が定まっておりますが、時間はたっているんですが、まだ国の総務省からゴーサインが出ていないんです。それは条例ができる前に設置されたパネルに税をかけるというようなことと、特定の非常に大規模なメガソーラーをつくったところがあってそこがほとんど課税の対象になってしまうということがあって、まずその事業者とよく話し合って合意を取ってくださいというような形で、まだ国からゴーサインが出ていないんです。ですから、そういったようなこともよく考えていかなければならないのではないかと思っております。もちろん、つくったときには、認めたときには、この条例がなかったわけですから、それをベースにつくろうとされているのに、果たして全てオーケーを出してから税を課すことが



認められるのかどうかというようなことを、法律の専門家の意見も聴きながら、正しいかどうか、できるかどうかということをよく考えていかなければいけないと思っております。

○議長（菊地恵一君） 三十五番佐々木賢司君。

○三十五番（佐々木賢司君） これからもっと中身を詰めていく、様々な御意見をいただいて形づけていくと理解しているんですけども、今、知事の中で課税をするに当たって、例えば、発電の出力なのか、面積なのか、どういう基準で課税しなければいけないと考えているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） それはこれからということでもあります。いろいろな選択肢があると思っております。出力にかけるという方法があったり、美作市は面積にかけております。ただ、面積にかけると風力はほとんど面積がかからないということになりますので、風力もかなり反対の意見が多いものですから、私としては、太陽光や風力、またバイオマス、こういったようなもの全体で考えたほうがいいのではないかなと思っております。今日はまずキックオフとして、ここで意思表示をいたしまして、令和六年の四月に通すためには、その前に来年の二月か六月には議会では条例を通さないといけないということになりますので、それまでよくたたき台をつくって、有識者の意見を聴いたり、あとはパブリックコメントで県民の意見を聴いて判断してまいりたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 三十五番佐々木賢司君。

○三十五番（佐々木賢司君） 質問の中にもあり、お話をさせていただきましたが、やはり地域との共生というのが一番大事なところだと思うんです。今回知事から答弁いただいた中で、市町村としつかりと連携しながら、協議しながらということを伺いましたので、ここは慎重ながらも大胆にやるべきではないかなと思っておりますので、ぜひとも前向きに進めていくべきだとお話をさせていただきたいと思っております。

それから、輪中堤の整備について伺いたいと思います。輪中堤というのはあくまでも選択肢の一つだと私たちは認識しているんですけども、どこの会社か分かりませんが、輪中堤についてどう思いますかと報道に聞かれている住民の方がいらっしゃるんですよ。輪中堤ということ自体、聞き慣れない言葉なので、聞かれても住民の方は分から

ないわけですよ。ということは、知事が勝手にもう決めているのかというような印象が与えられているところがあるんです。先ほどの答弁でも、知事から輪中堤という言葉が出てきてしまっている。ただ、それも選択肢の一つというお話をいただいたかと思いませんけれども、改めて輪中堤を前面に出すのではなく、それも含めて整備の在り方を検討するということを、もう一度県民の方々にメッセージを発していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） もちろん輪中堤ありきでは決してございません。ただ国土交通省も、河川の堤防だけで全ての洪水を抑えるという発想から、流域全体で洪水を防ぐというより、被害を最小限にするという考え方でありました。その中で輪中堤という考え方を新たな取組として考えていきたいという方針を示されているということでもあります。したがって、これは私どもの単なる思いつきではなくて国の考え方とも協調した考え方であります。それありきではないんですけれども、まず、それをしっかりと住民の皆さんにこういうメリットがありますよ。また、デメリットがあるかどうか分かりませんが、デメリットがあればこういうデメリットがありますと、ちゃんと説明した上でやっていく。ただ、名蓋川を強固にすればもう二度とないのかということ、正直、絶対大丈夫だということは申し上げられないので、どういう状況であつても今回のような床上浸水といったような被害がまた起こらないようにするためにはどうすればいいのかと、そこに一番力を置きながら進めていきたいと思っております。先ほど言ったように、輪中堤という考え方自体が国土交通省の新たな方針であり、新たに最近出てきた単語です。昔からあるんですけれども、最近クローズアップされた単語ですので、そういった意味では丁寧、よくメリット・デメリットを説明しながら合意を得られるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 三十五番佐々木賢司君。

○三十五番（佐々木賢司君） お話を聞いた方々は、本当に戸惑ってらっしゃいました。何で知らないところで進めているんだと怒ってました、その辺は誤解が生じているので今のような説明が直接できればいいですけれども、我々も伝えていくという使命がありますので、今日の発言は伝えていきたいなと思っております。終わります。ありがとうございます。

